

会 費 規 程

一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会

会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人 北海道認知症グループホーム協会定款第8条の規程に基づき、会費に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会 員)

第2条 会費の納入に必要な会員は、定款第6条に定める正会員、準会員及び賛助会員とする。

(会 費)

第3条 会員は、次に定める会費を、所定の期日までに納めなければならない。

(1) 正会員及び準会員 グループホームの入居定員数に2,000円を乗じた額

(2) 賛助会員

介護保険法に規定する地域密着型サービス事業所 年会費 24,000円

個人及び上記以外の法人及び団体の事業所 年会費 5,000円

2 年度途中に入会した正会員の会費は、次のとおりとする。

入会の時期	4～9月(上半期)	10～3月(下半期)
1. 入会	規定の入会金 年会費全額	規定の入会費 年会費の1/2

3 会費は、毎年総会開催月の末日までに指定された口座に振り込むものとする。ただし、年度途中の入会者は、入会承認書類到着後1週間以内に納入するものとする。

(改 正)

第4条 この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを行う。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

1 この規則は、令和6年5月26日から施行する。